平成２５年（フ）第７８５２号
神奈川県三浦市尾上町６－６
債務者　熊谷　　賢
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８５３号
神奈川県相模原市南区相南１丁目24－８－203
債務者　攝待　翁康
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８５４号
東京都八王子市散田町１丁目18―28
債務者　遠藤　泰央
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８５５号
東京都葛飾区四つ木１丁目34―６
債務者　備後　智子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８５６号
東京都練馬区北町１丁目22―16
債務者　大久保百合子（旧姓大城・梶原）
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８５８号
神奈川県相模原市中央区南橋本３丁目４―27　レサージュ南橋本弐番館701
債務者　寶田　直美（旧姓中谷）
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８５９号
神奈川県横浜市港北区綱島東５丁目11―49―202
債務者　久保　祥子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８６０号
埼玉県上尾市大字瓦葺2671―14―206
債務者　永井　次郎
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８６１号
東京都文京区音羽２丁目１－２―305
債務者　古屋ひろみ
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８６２号
神奈川県横浜市港北区新羽町1617番地　アミスター302号
債務者　佐々木貴之
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８８６号
東京都福生市大字熊川1640―１　都営熊川第２アパート２―201
債務者　永井　千真（旧姓安藤・新妻）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８８８号
東京都新宿区北新宿４丁目１番14号　淀橋荘506、住民票上の住所福岡県北九州市小倉北区中井浜５―19―805
債務者　折本　知未
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８８９号
東京都福生市大字熊川858―１　サンハイム牛浜Ａ202号室
債務者　関　　実穂（旧姓柿平）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８９２号
神奈川県川崎市宮前区宮崎１丁目３－５　宮崎台ビレジ２―311
債務者　柏谷　智浩
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８９６号
東京都三鷹市新川５丁目12－１―203
債務者　五十嵐守三
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部